

令和 7 年度産業医科大学利益相反委員会名簿

令和 7 年 4 月 1 日

	氏 名	所属・職名	任 期	備 考
委員長	佐伯 覚	医学部 リハビリテーション医学・教授	R6.4.1 ～R8.3.31	細則第 3 条 1 ・第 4 条 1
委員	堀江 正知	副学長		細則第 3 条 1
委員	大坪 正剛	常務理事・大学担当		細則第 3 条 1
委員	森 晃爾	発明委員会委員長 産業生態科学研究所 産業保健経営学・教授		細則第 3 条 1
委員	森 誠之	医学部 生体物質化学・教授	R6.4.1 ～R8.3.31	細則第 3 条 1
委員	河村 洋子	産業保健学部 安全衛生マネジメント学・教授	R6.4.1 ～R8.3.31	細則第 3 条 1
委員	岡崎 龍史	産業生態科学研究所 放射線衛生管理学・教授	R6.4.1 ～R8.3.31	細則第 3 条 1
委員	西ヶ野政宏	知的財産アドバイザー		細則第 3 条 1
委員	橋本 正浩	産学連携・知的財産担当教員		細則第 3 条 1
委員	堀下 貴文	医学部 麻酔科・教授	R6.4.1 ～R8.3.31	細則第 3 条 1
委員	中村 邦彦	公立大学法人北九州市立大学 特任教授	R6.4.1 ～R8.3.31	細則第 3 条 1

産業医科大学利益相反委員会細則（抄）

（組織）

第 3 条 委員会は、産学連携・知的財産本部規程（平成 18 年規程第 12 号）第 3 条第 1 項各号に規定する者、産業医科大学病院長が指名した者及び学長の推薦により理事長が委嘱する学外の有識者をもって組織する。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、産学連携・知的財産本部規程（平成 18 年規程第 12 号）第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 7 号に規定する委員（産学連携・知的財産本部長を除く。）の中から学長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。